

PTAのしおり

横浜市立恩田小学校PTA

目 次

1. PTAとは何ですか？	P. 3
2. 会員は何をすればよいのでしょうか？	
3. 組織について	
恩田小学校PTAとそのつながり.....	P. 4
4. PTA活動参加のお願い	P. 5
5. 総会	P. 6
6. 運営委員会	
7. 定例会	
8. 本部役員の役割	
9. 各委員の役割	P. 7
10. パトロール中カードについて	P. 8
11. 転居の手続き	
12. サークル	
13. PTAの関係する外部協議会など	P. 9
14. お問い合わせ	P. 10

1. PTAとは何ですか？

“Parent（保護者）-Teacher（教師） Association（会）”の頭文字を用いてPTAと呼んでいます。

宗教・人種・地位・境遇を超え、すべての子・保護者・家族の幸せのために結成されたのが始まりです。

子どもに良い教育・良い環境を与えよう、そして保護者や教職員自身も成長しようというのが主旨で、組織をつくって行動することで、その力を発揮しています。

ほとんどの学校にPTA組織があり、家庭と学校と地域が連携し、互いに学びあい、ともに協力し、より良い保護者・教職員となるためにそれぞれの役割を自覚し、実践しています。

2. 会員は何をすればよいのでしょうか？

学級懇談会への出席、イベント・ボランティアへの参加などがあります。「子どもの幸福な成長」のために、これらの活動を通して、保護者同士、保護者と教職員が知り合い話し合っコミュニケーションを深めていくことになります。

PTAは会員の皆さんが参加して、子ども達を取り巻く諸問題について情報交換をし、本音で話し合える場でありたいものです。懇談会やイベントに参加できない会員は本部役員や委員から話を聞いたり、広報誌や運営委員会（PTA）だよりを通し、PTAを身近なものに感じていただけたらと思います。

また、本部役員や委員としての活動は、PTAについてより具体的に理解していただける機会になります。

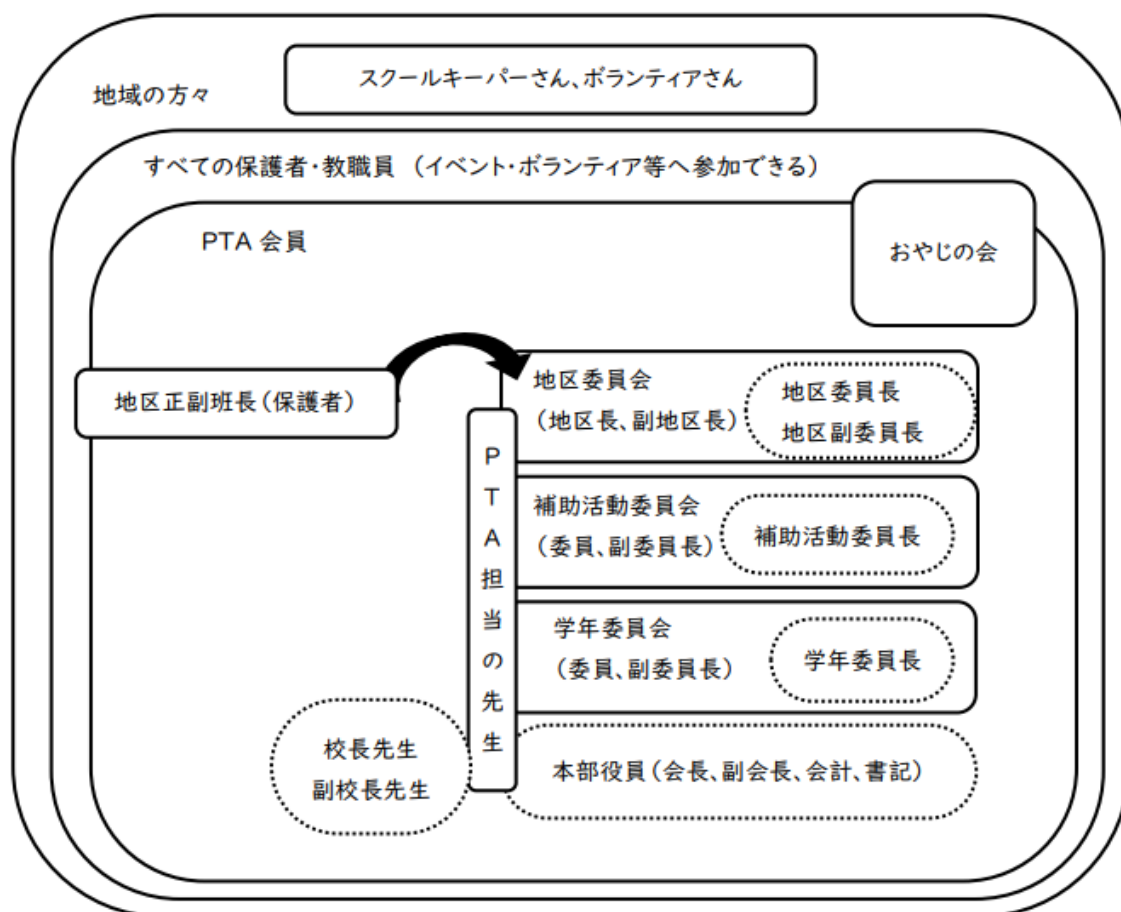
***PTA 活動ガイドも併せてご覧ください。**

3. 組織について

会員の協力があつてのPTAですから、皆さんが何を望んでいるかを考え、その意見が広く反映できるような組織でなくてはなりません。各委員会は会員が望んでいること、悩んでいることをとらえ、委員会活動を通じてクラス・学校そして地域とのパイプ役となり、また、まとめていくのが仕事となります。

それには、「わが子」から「すべての子」に目を向け、PTA全体を見る目を失わないことが大切です。PTA活動は、忙しい保護者や教職員が、都合をつけ合っ参加しているものですから、一回一回の会合を大切に、協力し合い理解を深め合っいきたいと思っています。

《恩田小学校 PTA とそのつながり》



- * 内のメンバーが参加する定例会を、原則として月に1回開催する
- * 定例会メンバーに加え、各委員会の副委員長、全学年委員、PTA 担当の先生が参加する運営委員会を、年度初めの総会の前と、必要な時に開催する
- * 総会を年度初めと年度末の2回開催する
- * 前年度の会計2人と書記のうち1人が会計監査を行う

《本部役員・委員の選出》

- * 地区正副班長 ➡ 地区長(6名)、副地区長(6名)
本部役員(会長1・副会長2・会計2・書記2名程度)、補助活動委員(6名程度) ➡ 原則として互選により選出
学年委員(各学年2名)
基本的に上の順番に、アンケートで希望をとり選出する。
- * 希望者が多い場合には抽選によって決定する。

4. PTA活動参加のお願い～会員同士の共通確認事項

多くの会員の方に、無理なく出来る範囲で、活動に参加していただければ幸いです。

6年間の中でどの時期にどんな形で協力ができるか、それぞれにお考えいただき、自主的な参加をお願いいたします。

以下の事項を会員全体の共通確認事項とします。

.....

- ① 児童1人につき、卒業までに委員等(*1)を1度は務めることを目標にしましょう。
- ② 本部役員等(*2)を1年以上務めた方は、お子さん全員分の目標を達成するほどの貢献をしてくださったということになります。
- ③ 委員等を務めるのが難しい場合は、一係(*3)や、その他のボランティアでぜひご協力ください。

(*1) 学年委員、補助活動委員、地区長、本部役員

名前が変わったり、現在は無くなった委員も同じ 例:クラス委員

年度により特別委員会を設けた場合はその委員 例:家庭教育学級委員会

(*2) 本部役員、各委員会の委員長(学年委員長、地区委員長、補助活動委員長)

(*3) PTA から、一年度につき一家庭おひとつはお願いしたいボランティアとして、

「一係」を募集しています。一係へのご協力は、会員でない方でもしていただけます。

5. 総 会

総会は、年度初めと年度末に開かれます。全会員が直接話し合える場所ですから、都合をつけて出席しましょう。

なお、必要に応じて書面にて開催、決議することもあります。その際は、議決票の提出をお願いします。

6. 運営委員会

必要な時に開かれ、PTA活動の重要な主軸となるもの。本部役員と各委員会正・副委員長、学年委員、及び学校代表として校長先生・副校長先生・PTA担当の先生が出席します。

保護者と教職員の相互の理解の上に、有意義なPTA活動を進めるための討議の場、そして執行機関となります。

運営は規約に従って、各委員会の事業計画案・予算案の立案から始まり、総会に提出する議案を作成します。その後、各委員会の提案事項の討議及び承認を行い、各委員会の活動報告を行います。

7. 定例会

- 原則として月1回定期的に開かれ、運営委員会を円滑に行うための準備などをします。
- 本部役員、補助活動委員長、学年委員長及び学校代表として校長先生・副校長先生が出席します。必要があれば地区委員長も出席します。

8. 本部役員の役割

- **会 長**・・・PTAの代表ですが、実質的には組織全体の動きを掌握し、より良い方向へ進むように指導性を発揮し、事務の総括責任者として業務を円滑に図るよう促進する役割です。
- **副会長**・・・会長を補佐し、時には会長の代行をします。具体的には、企画立案等の実務、学校との連絡、会長と他の役員との調整等をする事が役割です。
- **書 記**・・・会議の記録・準備・連絡・文書・資料・運営委員会だよりの作成と保存等の活動にあたります。
- **会 計**・・・全ての会計処理と財産管理の他、予算立案にあたっての資料作成、決算業務、総会における予算・決算の提案説明にあたります。

9. 各委員の役割

① 学級から選出される委員

<補助活動委員>

- 役員の活動の補佐をします。
- 『こども110番の家』管理と事務手続きを担当します。
- 運動会準備、お手伝いの方々への指示、取りまとめをします。
- その他、学年委員の補佐をします。

<学年委員>

- 運営委員会に出席し、懇談会で報告します。
- PTAと学年の先生との連絡窓口として活動に協力します。懇談会の充実をはかるため、各学年の先生と打ち合わせ、学年懇談会に出席します。
- 運動会のPTA競技と、駐車禁止パトロールを担当します。
- ベルマーク・テトラパックの集計をします。
- 前期と後期に学校保健委員会に出席し、その様子を報告します。
- PTAの広報活動をします。
- 青葉区学校保健大会に出席します。
- PTA行事給食試食会を担当します。
- 交通安全教室への協力を行います。

② 地区から選出される委員

<地区長及び地区班長>

子どもの地区における生活を安全で健全なものとし、地域とのつながりをより良くするために努力します。

- 地区名簿の作成と配布をします。
- 通学路や校区内の安全点検及び安全防犯パトロールの取りまとめをします。
- スクールゾーン協議会への参加と協力をします。
- 各班より、地区班長・副地区班長が1名ずつ選出されます。
地区ごとに、地区班長から地区長と副地区長が1名ずつ選出されます。
6ブロックの地区長から、地区委員長1名と副地区委員長1名または2名が選出されます。

10. パトロール中カードについて

地域の安全性を高めるため、全家庭にパトロール中カードの着用をお願いしています。

- 入学、転入時に家庭数で配布します。
- 卒業、転出時には各個人で責任をもって破棄して下さい。
- パトロール中カードの管理は本部役員で行っています。破損時は各クラスの担任へ連絡してください。後日本部役員より再発行します。

11. 転居の手続き

学区内、外とも転居される際は、転居の2週間前までに下記にしたがって連絡をお願いしています。

- ① 担任へ連絡して下さい。
- ② 各地区班長へ連絡して下さい。(転居2週間前までに)
- ③ 「こども110番の家」プレートをお持ちの方は、onda.pta@gmail.com へ連絡して下さい。



12. サークル

サークルは、PTA活動の一環としてPTAに属し、会員が主体となって自主的に運営され、文化・スポーツ活動を通じて会員相互の親睦と理解を深めることを目的とします。

- 活動内容ならびに場所は、個々のサークルに任せます。但し、学校・PTAの施設及び設備を使用する場合には、制限があります。
- 各サークルは代表者を1名おき、学校及び役員と連絡を取り合います。
- 活動費用については、PTAから一部補助が出ます。
- 新しいサークルをつくる時は、PTA会員10名以上のメンバーを集めて、運営委員会の承諾を得るものとします。毎年更新されますが、同様の基準を満たし、手続きをすることが必要です。
- 政治、宗教及び営利を目的としません。

13. PTAの関係する外部協議会等

<市P連(横浜市PTA連絡協議会)> 令和5年度は休会

- ① 横浜市立学校PTAをもって組織し、相互の連絡を密にし、情報並びに意見を交換しPTAの正しい運営について研究します。

関係諸機関と協力します。

その他PTA活動上必要な事項を協議推進します。

- ② 本会に、成人教育、広報、保健給食、校外指導、学年学級の委員会を常置します。常置委員は各区(小・中)2名および高校部会、盲聾養護部会から各1名選出します。

<<成人教育委員会>>

本市PTAの成人教育振興のための事業を企画し、理事会の決定を経て実施します。

<<広報委員会>>

本市PTAの広報活動について企画し、理事会の決定を経て実施します。

<<保健給食委員会>>

本市PTAの保健給食活動振興のための事業を企画し、理事会の決定を経て実施します。

本市学校保健会のPTA部会を兼ねます。

<<校外指導委員会>>

本市PTAの校外活動充実のため事業を企画し、理事会の決定を経て実施します。

<<学年学級委員会>>

学年学級活動のあり方等について研修協議し、理事会の決定を経て活動します。

<区P連(青葉区PTA連絡協議会)> 令和5年度は休会

- ① 区内の単位PTAが集まって、単位PTAだけでは解決できない共通課題についての研修や話し合いを行います。役員・委員の研修、情報交換の場として、年3回程度開催され、各委員会より2名ずつ出席します。

- ② PTA活動は、単位PTAを基盤として、区の段階(区P連)、市の段階(市P連)と組織の広がりをもっています。

<横浜市安全教育振興会>

学校管理下外の児童・生徒の事故に対して、見舞金が給付されます。

PTA会費の中から、一世帯あたり年額500円の賛助会費を6月末までに納めますが、4月にさかのぼって資格を得ることができます。

* 申請の手続きは、各担任の先生に申し出てください。

* 詳しくは[横浜市安全教育振興会](http://anshinkai.or.jp/)の概要参照。

<http://anshinkai.or.jp/>



<スクールゾーン協議会>

目的：地区内の児童の登下校時の安全と、帰宅後の安全を守り、交通安全対策を図ります。

構成：各自治会長、PTA(役員と地区長)、学校代表、交通安全協会、青少年指導員、青葉区役所地域振興課、青葉土木事務所管理課、青葉警察署交通課。

開催：年に一回、6月中に開催されます。

<恩田地区社会福祉協議会>

目的：地域内の福祉の増進を図ります。

構成：保護司、民生児童委員、ボランティア、老人福祉推進員、消費生活推進員、自治会、商店会、老人クラブ、日赤奉仕団、青少年指導員会、体育指導員会、保健指導員会、子供会、消防団、交通安全協会、社会福祉施設、小中高校並びにPTA、その他、この会の趣旨に賛同する団体、個人。

<学・家・地連>

奈良中学校区内学校・家庭・地域連携事業実行委員会（事務局）奈良中学校

目的：奈良中学校区内の学校・家庭及び地域が連携し、児童生徒をはじめとする、青少年の問題行動等の防止及び健全育成を図ります。

構成：小学校、中学校、PTA、自治会、青少年指導員、体育指導員、区保護司会、民生児童委員、青葉警察署少年補導委員会。

14. お問い合わせ

PTA へのお問合せは、onda.pta@gmail.com へ。

ご質問、ご相談、ご提案、なんでもお待ちしております。

